資料①

白井市子育て世代包括支援センター　イメージ図

☆利用者支援事業の「基本型」「特定型」「母子保健型」を保健福祉センター内で一体的に実施する

相談

助言・指導

子育て世代包括支援センター

母子保健型
（健康課）
保健師・助産師

基本型
（子育て支援課）
子育て支援
コーディネーター

特定型
（保育課）
保育コンシェルジュ

連携

関係機関

家庭児童相談室
保育園・幼稚園
子育て支援センター
つどいのひろば
児童館
医療機関
児童相談所　他

母子保健型利用者支援事業（健康課）

・妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応する。
・保健師等が専門的な知見から相談支援等を実施し妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。
・保健・医療機関との連携について、進め方等の連絡調整を主に担当する。

基本型利用者支援事業（子育て支援課）

・子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援をする。
・主として、身近な場所で日常的に利用でき相談できる子育て支援センター等の施設につなげる。
・福祉の関係機関との連携について、進め方等の連絡調整を主に担当する。

特定型利用者支援事業（保育課）

・待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たす。
・保育に関する施設や事業を、利用者目線でその人に合った施設を紹介する。